

## 第3回鶴岡市民歌制定委員会 会議録

- 日 時 平成27年9月2日（水） 午後1時30分～
- 会 場 鶴岡アートフォーラム 2階 大会議室
- 委員出席者 鶴岡市民歌制定委員会委員 10名  
東山昭子委員、山田登委員、浅賀千春委員、丸山三喜男委員、  
成田勇委員、渡部祐子委員、五十嵐光男委員、久保田豊委員、  
北風加奈委員、中里征晴委員
- 市側出席者 鶴岡市民歌制定委員会事務局（総務部総務課）4名  
石塚治人総務部長、菅原ゆり総務課長、  
菅原司総務課長補佐、佐藤典子庶務係長

（午後1時30分 開会）

## 1. 開 会

事務局：ただいまから、第3回鶴岡市民歌制定委員会を始めさせていただきます。なお、本日の会議終了時刻は、午後3時を予定しているので協力をお願い申し上げます。協議に入る。協議の進行を委員長にお願いします。

## 2. 協 議

委員長：それでは次第にしたがって進める。最初に歌詞公募の周知方法と応募状況について報告願う。

事務局：それでは、歌詞公募の周知についてご報告申し上げます。

前回の市民歌制定委員会において、歌詞は公募により制作するという協議になり、当日の委員会を取材に入っていた地元の新聞社2社の26日付の紙面には、市民歌の歌詞を公募する記事が掲載されている。

事務局としては、募集要項の詳細を定め、公募の周知にあたったところだが、まず、市のホームページに市民歌の歌詞募集要項の専用ページを設けて掲載した。併せて、市のフェイスブックにも歌詞募集の内容を掲載している。

この募集要項が定まった時点においても、新聞や地元タウン誌に記事として掲載されている。さらに、市内外への周知方法として、毎月発売されている公募情報をまとめた「公募ガイド」という雑誌があるが、その公募情報のウェブ版のほうにバナー広告を出して、さらに周知を図ったところである。また、山形新聞社様で行っている「ふるさとだよりFメール」があるが、これは、地元を離れて暮らしている方がこの制度に登録すると、週1回、ふるさとの情報が電子メールで届くという

ものであり、このメールの内容に、市民歌の歌詞募集の件を取り上げている。

そのほか、広報つるおか8月号への掲載や、雑誌「公募ガイド」への掲載、コンテスト情報のウェブサイトにも掲載したところである。以上が、歌詞公募の周知状況である。

続いて、歌詞の応募状況であるが、内容は、この資料を委員に送る直前の8月31日午後3時時点で117件の応募があった。応募された方々の住所を見ると、地元鶴岡市からは26件、今日あたりも4件ほど鶴岡の方から応募が届いていたので、最終的には鶴岡市在住の方から30件ほどになると思う。そのほか、北海道から九州地方の方々までご応募があり、資料発送以降15～16件届いているので、130件は超えるような応募数になっている。

年代別でみると、10代から90代までと幅広くご応募いただいている。応募の多かった年代は60代、70代となっており、それぞれ30件を超える件数となっている。

性別でみると、男性が94件、女性が23件で、男性のほうから多くご応募いただいた。以上が、公募の周知状況と応募状況についての報告となる。

委員長：ただ今の報告について何か質問等ないか。

委員：応募状況の内訳で、住所の「その他」とはどういったところか。

事務局：ここに記載以外の県で、1県あたり1件や2、3件というものを合計し、「その他」として記載させていただいたものである。

委員：事務局としては、この応募件数を予想と比較してどう評価しているか。

事務局：他市での市民歌の公募の事例をみると、100件を超える応募状況だったので、本市としても希望としては100件に到達してほしいと希望していた。応募件数としては希望はかなったという状況である。

委員：歌詞の内容のことだが、ちゃんと3番まで書いてあるものがほとんどだったか。

事務局：3番まで歌詞としてできているものがほとんどであるが、中には、市民歌としては長いのではと思われるものや、市民歌の歌詞としてふさわしくないものも見受けられた。

委員長：インターネットが普及しているから、どこでも誰でも見られる状況であるし、この会議自体もオープンになっている。委員の名前も新聞にも掲載されている状況なので、そこのところをご理解いただいてしっかりと進めていきたいと考えている。報告については、ご了解いただいたということで、協議に入ってよろしいか。本日の協議事項は、歌詞の選考方法についてのみである。事務局から提案いただく。

事務局：現在、応募いただいている件数が130を超えており、これだけ多くの作品を委員から審査していただくことになるが、まず一次選考として、全作品を氏名、住所、年齢、性別、歌詞への思いなどもすべて伏せた状況で、作品だけを委員からそれぞれ目を通していただき、そこから10編を上限とし、選考していただく方法を考えている。もし、10編を選ぶ際に、該当するものが10編はないという場合には、10編に満たない数でも、また該当なしという審査でも可としている。その一次選考を、約2週間の期間をみており、9月16日まで事務局に一次選考

の報告書を事務局に提出するようお願いする。

事務局で報告を受けたものを集計し、選ばれた作品の多かった順の一覧を作成する。また、選ばれた作品については、類似作品がないかなどの調査は必要だと考えている。ただ、こうした調査方法に完璧な方法というのではなく、実際は難しいようではあるが、何も調査しないというわけにはいかないもので、できる限りではあるが、調査していきたいと考えている。

その後、第4回市民歌制定委員会を開き、一堂に会する場を設けて、一次選考で選ばれた作品を示して、二次選考にかける作品をどこまでにするかを協議していただきたいと考えている。そして、二次選考に通った作品を、再度、各委員が審査し、その中から3編を選考していただき、二次では必ず3編を選び、それぞれ3点、2点、1点と点数をつけたものを事務局に報告いただくようお願いする。

その報告されたものを事務局で集計し、上位から得点数が出るわけだが、その二次選考の結果を、第5回市民歌制定委員会で示して、委員から意見交換をしていただきながら、採用作品となる最優秀賞作品、優秀賞2点を決定していきたいと考えている。

また、歌詞の発表や入賞者の発表時期については、この第5回の制定委員会での協議を考えているので、決まったからすぐ公表するというのは、今の段階では決めていないところである。発表時期は未定ということである。

皆様から選んでいただくと、どうしても得点が出て、順位も表れてくるわけだが、その結果だけで採用されるとか、入賞になるということだけでなく、その後委員からいろいろ意見交換をしていきながら、委員会としての意見がまとまったうえで、採用作品や入賞作品を決定していきたいと考えている。

それから、各委員が全作品を審査する一次選考や、その後の二次選考の方法であるが、事務局案としては、130編を超える作品を委員に資料としてご自宅に郵送し、約2週間の期間の中で、ご都合のいいときにじっくり見る時間を設けていただければと考えている。また、その資料については、さまざまな心配が考えられるので、委員のみの閲覧で、ご家族の方も含め第三者には見せないようにしていただくこと、コピー等の禁止、審査が終わったら作品はすべて回収させていただくことをお願いしたい。応募していただいた方の著作権の問題もあるので、取扱いには十分気を付けていただくことをお願いして審査にあたっていただければと考えている。

委員長：委員の皆様に対するお願いも含めてであるが、公平に厳正に選考をしていただき、制定委員会の責任においてここまで対応できたという成果と、今一番問題になっているところのいろいろなツールを使っての取り入れやら、類似作品や盗作という課題にもできる限りの誠意をもって応えるような選考の経過を経ておきたいと思うので、よろしくご協力をお願いしたいと思う。

応募された方々から、作品を出したがここをこう直してほしいという修正が本人から希望出てくることがあるが、それは受け入れない形になっていたと思う。応募者に対する留意事項について、委員においても共通の理解の上で審査に臨んだほうがよいと思うので、再度説明願う。

事務局：ただ今委員長からあった「応募後の作品の差し替え等は受け付けない」ことは、募集の段階でお断りしている。それから、「応募する作品は、応募者が制作した未公表の作品で、他者の著作権等の一切の権利を侵害しないものに限る。」ということも示している。また、「採用作品に関する著作権等の一切の権利は、鶴岡市に移転する」ものとしているので、採用後は鶴岡市がその作品を利用することができる。「補作する場合がありますので、ご承知おきください」ということも、留意事項に挙げている。「採用作品について該当ない場合は該当なしとする」ことも記載している。また、「受賞発表後であっても、もし他者の著作権を侵害する疑いがある場合は受賞を取り消すこともある」ことを伝えている。

委員長：今説明あったことを応募者も理解した上で応募してくださっているということになるので、公平性と厳正性を基本にして審査していただく。

市民歌のコンセプトは、前回までの委員会で資料として、委員それぞれのお手元にあると思うので、コンセプトに従った歌詞の選び方にしていただきたいと思う。

それでは、提案された選考方法について、ご意見を賜りたいと思う。

委員：一次選考のイメージだが、それぞれ10編を選ぶわけだが、10編には順位は必要なのか。それから、集計というのはどういう一覧になるのか。

事務局：一次選考の10編には順位はつけずに選考してもらおう。また、一次選考後の集計一覧は、委員それぞれが選んだ票の多かったものの順番の一覧を考えている。

委員長：委員全員が必ず10選ぶということではなく、一次選考の段階で10編は該当するものがないという場合は、なくてもよいということも説明があった。

委員：集計方法はわかったが、同点が多数出た場合はどうなるか。

事務局：一次選考で票の得た作品の多かった順に番号を示して、同点が並んでいる場合などを想定して、どこまでを二次選考にかけるかを協議して決めていただくために、第4回委員会の場を設けている。

委員長：集計後の示される資料のイメージとしては、一次選考で多数の委員から選ばれた高得点のものから1点でも入ったものまでの選ばれた作品の番号について記載し、誰も選ばなかった作品の番号は記載しないということによいか。その記載された作品について、次の二次審査にどう扱うかについて、第4回委員会で協議するという事によろしいか。

事務局：そのように考えている。

委員長：今の選考方法について、ほかにご意見はないか。

委員：特に問題はないのかなと思ったし、非常に整理された説明の仕方でわかりやすかった。選び方としても、130を全部見るのはしんどいかなとは思ったが、その中から共感できるものを選ぶとなれば、10編では逆に少ないかなとも思うが、しっかり審査したいと思う。

委員長：ただ今、選考する数について意見があったが、10編、あるいは10編以下も含めて、選ぶ数について、何かご意見あるか。

委員：事務局としては、一人10編選んだら、全体として挙がってくるのは、おそらく30から40くらい出てくるのではないかと踏んでいるのだと思う。

委員長：委員が選考した作品は、散らばって出てくると思う。それぞれの感性とそれぞれの生活歴と年代の違う委員構成だから、数は散らばると思う。

それから、その後の類似作品等の調査は、この大変なご時世なので、事務局には大変な面倒をかけるが、やっぱりよく考えてやらないと後で大変なことになる。そういった作業にも関わってくるので、やはり10編という事務局案の選考数でよいか。

委員：類似作品というのが、東京オリンピックのエンブレムのように、大きな課題として受け止める必要がある。ぎりぎり決定が確定するまでこの調査というのは進められるべきだと思うが、どんな方法を考えているのか。

事務局：実は、一般社団法人日本音楽著作権協会（ジャスラック）に、本市で歌詞の公募を行っていることを伝え、できれば公表前に、応募された上位に残った作品について、事前にそういった調査をしたいということを相談申し上げたのだが、膨大な音楽を抱えている中で、その歌詞と1件1件突き合わせるような作業は実際難しいし、そういった調査を行う機関もないという回答をいただいている。なので、実際できることとしては、インターネットで検索することだと考えている。歌詞などについてインターネットで検索できればと考えている。

委員長：難しいと思うのは、例えば、「命のかがやき」という言葉が似ていると言われても、「命のかがやき」と言ったのは私が最初だと言われてもなかなか難しいと思う。非常に気を遣うところである。東京オリンピックのエンブレムにおいても、三角と四角が似ていると言われても、三角と四角は誰が書いても似てくると思う。組成の言葉となると非常に難しくなってくると思う。

委員：応募された歌詞は、3番くらいまでが多いか。

事務局：ほとんどが3番までで一番多かった。2番までと4番までが数件あったくらいだ。

委員長：歌詞については、最初の協議で、あまり特定のところや特定の行事などではなく、一般的に歌えるような、歌いやすい歌となっているので、ここで、やっぱり最初のコンセプトを見直しながら、誠心誠意、自分の感性で選んでいただきたいと思う。

私が、以前、別の審査をしたときに、数多くの作品を一気に見ていると、その中で同じ言葉が出てきて、これらがインターネットからの言葉だとわかる。だから、一つずつを丁寧に見ていくと同時に、一気に続けて見ていると気付くことがあるので、委員からもよく審査していただきたい。この提出までの期間はこれでよろしいか。

委員：資料の発送は、いつごろになるか。

事務局：31日の消印有効なので、2～3日は到着を待ちたいと考えている。今日あたりも届いているので、明日一日は待って、4日（金）には発送したいと考えている。なお、ご応募いただいた作品は手書きのものやパソコンで印刷したものなど、さまざまあり、字体もいろいろあるので、皆様に審査していただく歌詞は、公平に審査していただくため、すべてパソコンで浄書したものを資料として発送する予定で、今到着しているものも浄書してからまとめて発送したいと考えている。

委員：今週末発送であれば、我々の手元にあるのは2週間ではなく、1週間しかないの

でないか。

事務局：4日に発送すると5日には届くので、お忙しいとは思いますが何とか12日間をお願いしたいと考えている。

委員長：お忙しい方もいろいろとあろうかと思うが、この期間だけは、真剣に集中して審査をお願いしたいと思う。

委員：歌詞を選考していく中で、大体どの程度の歌詞の長さが適当というのはあるか。

委員：固定観念は持たないほうがいい。

委員長：これはいいという感動を覚えたら、多少長くても、今の人たちの歌は長い傾向だ。

委員：長くてふさわしくないとせば、選ばなければいいと思う。

委員長：自分の感性に合わないと思ったら、はじいてもらえればいい。

事務局：ご自身の感覚で、短いとするか長いとするかを判断していただいて、この長さがふさわしいという固定観念はなく、ご自身の感覚で選んでいただければと思う。

委員長：こう、あらなければならないという既成概念にとらわれずに、ある意味、自分の感性を信じて、厳正に公平に審査していただくことが基本になるのでないかと思う。

委員：もし差し支えなかったら、それぞれの歌詞に応募者の年代、例えば10代とか30代とか記載していただくことはできないか。

委員長：歌詞を見ると、若い人が書いたものはわかると思う。年配でないに出てこない言葉もあると思うし、それは見ればわかると思う。

委員：歌詞を作った思いも本当は知りたいわけけれども、それは伏せて審査ということなので、やはり年代も伏せて審査しなければならないのでないか。

委員長：作者のコメントなども見ないで、歌詞の作品だけ見てもらうということであるが、年代についてもよろしいか。

委員：了解した。

委員：審査後に、作品を事務局に返却する方法は、返信用封筒も同封されてくるのか。

事務局：そのように準備する。

委員：それでは、一次選考の16日までの締め切りは、16日の消印有効か。

事務局：消印有効で大丈夫である。

委員長：委員からの報告がそろわないうちは集計ができないわけだし、そういう意味でも、その後の作業を考えると委員の審査も大変だと思うが、事務局も大変だと思うので、おおかたの日程で了解をいただければと思う。

委員長：報告するときは、選んだ番号だけを記載すればいいのか。

事務局：一次選考報告の様式を用意するので、そちらに選んだ番号を記載したものと資料についても同封して返送していただきたいと考えている。

委員長：二次選考で1点でも入ったものまでを対象にした論議をしていただいて、最終選考として10月15日を目途にして、二次選考がうまくできればと考えている。

その他、ご意見ございませんか。

委員：家に資料が送られてきて、それを個々に家で審査するというスタイルが個人的にはしっくりしないというか、これでいいのかなという思いがあるが、スケジュール的なもので、致し方ないのかなとは思う。

家に資料があれば、人の目に触れるということも可能性があるわけだし、公正に審査するということを考えるのであれば、やっぱり同時に委員がその場で見て、そこで判断して、その場で集計するというのが一番公正だと思う。

やはり100編を見るということになると、時間を要することだと思うので、時間を合わせて同時にみんなで審査となると厳しいので、それしか方法はないのかなとは思いますが、書類が家に送られてきて、それを家で時間かけてみるというのは、果たして選考方法としていいのかなと思う。

委員長：今の意見は、郵送して各人が家でそれぞれ見るというのではなくて、一堂に集まって一日缶詰めになってもそこで選ぶという方法も一つじゃないかという意見だった。集中してやるという意味では、そういう考え方があってもいいと思う。

委員：缶詰めでの審査のほうが、本当は一番いい方法だとは思いますが。

委員長：一日、それぞれが机を構えて、同じ場所で審査をするというやり方になると思うが。

委員：それには反対である。100編を審査するのは1日ではできっこないと思う。3日くらいの缶詰めならできるかもしれないが、100編の全部を理解して、これがいい、あれがいいと決められないですよ。それだと、サイコロ転がして決めちゃうような感じになってしまうのでないか。だから、私は郵送されて、各家庭で個人個人がじっくり時間があるときに歌詞を見て選んだほうがいいと私は思う。

委員長：今の2案の選考方法だったら、どのように審査したいか。

委員：私の場合は、長時間缶詰めにされると困ることがあるので、短時間に細切れにやらせてもらいたいと思う。長時間コースだと、ほかにもいろんなことをやっているのので、短時間を繋ぎ合わせて審査させていただきたいと思う。

委員：たぶん自分も一日缶詰めというスケジュールは取れないだろうし、やはり自分がとれる時間で作品を見るしか方法はないのかなと思っている。

委員長：缶詰で審査する方法は、本当にいい方法ではあるけれども、3日くらい缶詰めになってやらないと審査はできないかもしれないし、130編という量であるので、体力的にも大変になってくると思う。

私が学生のレポートを見るときは、2日間ほかのことは何もしないで、集中してレポートを読むのだが、それくらいでないと、審査の見方がぶれてしまう。

委員：一つの作品がA4判の紙1枚だとすると、130枚になるでしょ。

委員：三日間、缶詰めにしないとできない130枚か、短い時間をつなぎ合わせて一週間かけてやる130枚か。相当の集中力が必要ですよ。

委員長：どちらにしても集中力は必要である。

委員：第1回の委員会でも話題になったが、市民歌の完成を設定した日程が短期間になっているから、こうした無理なスケジュールが出てくるのだと思う。最初の事務局の話だと、いくら期間がかかってもいいという話だったが、協議が始まってみると、詞も曲も完成しないといけないという日程があるから、こういった過密なスケジュールになるのだと思う。

委員長：どなたにどのようにお願いしていくかという、次の作曲のこともある。

委員：その期間も逆算して、こうしたスケジュールになっていると思うが、130編を見るのは家でやってもかなり厳しいと思う。

委員長：応募されている130編を番号順に読んでいただいて、番号で回答すると。集計は機械的にやってもらうと。10編以内で選ぶと。また、最初に選ぶときは、市民歌のコンセプトを大事にさせていただいて趣旨に沿った形で選んでいただくということと、事務局側から依頼された3つの注意事項にはくれぐれにも留意しながら、公平性と厳正性というのを大事にして、委員各位の感性に従った選考にさせていただきたいと思う。このようなことをお願いしてよろしいか。

委員：この一次選考の期間であるが、もう1週間繰り延べということはいかがか。私の勝手な想像では、今日、歌詞の資料をいただけたらと思い、2週間の審査期間であればできるなど思っていたが、実際は、今週末くらいに資料が手元に到着ということである。

委員長：今日が2日だから、明日1日待って、あさってまでには浄書を終え、発送できることだが、郵送は、市内だと即日配達になるのでないか。

事務局：速達で配達すると、必ず翌日には到着する。

委員：そうすると、われわれには5日に手元に届くということであるが。

委員：実際、作品に出会わないと、この心配が本当になるかどうかわからないわけだが、最初の出だしのところで、事務局に対して日程が厳しいという声が出るというのは、少し日程を検討する必要があるのではないか。12日間か10日間くらいで審査をやるということに、皆さん非常に心配しているわけだから。果たして16日までできるのかなど。

事務局：今日のところは、一応16日の期限とさせていただければと思う。私どももこうしたことをやった経験がなく、委員の皆様でも、割と時間がかからない方とか、ほかのお仕事をお持ちで時間を要するという方もあろうかと思う。16日という期限は一応設定させていただいて、その後は私どものほうの作業になりますので、そこは私どもも頑張りますので、もし、どうしても1、2日かけたいということになった場合は、16日に個別にご連絡をいただければと思う。1、2日かければできるということであれば、次回設定している今後の委員会の日程を変更せずに進めることもできるので、そのようにお願いしたいと思う。

委員長：どうしても16日まで対応できない場合は、事務局に連絡をしていただくという、ただ今の提案でよろしいか。一番心配なのが、連日、テレビや新聞をいろいろ賑わせている盗作等についてだが、この調査が非常に大変だろうと思うので、そちらのほうに時間をかけていただきながら、基本的には16日までお願いしたいということよろしいか。ほかに、どうしてもという意見はないか。今の事務局の提案でよろしいか。

委員長：それではそのようにお願いしたいと思う。それから、16日以降の日程については何かご意見ないか。

10月15日は歌詞の最終審査となっていて、今度は作曲のほうに時間がかかる。歌詞の最終選考については、10月15日を目途にしたいということである。その後、まだ解決していない作曲のところをどうするかという課題があるので、まだ全体の完成が何日という日程までは読めないところである。

委員：作曲についての協議はいつの委員会で予定しているのか。二次選考の際の第4回委員会で協議するのか、最終選考の際の第5回委員会で協議するのか。

事務局：次回の第4回委員会では二次選考に進める審査だけの協議となる。最終選考となる1



0月15日の第5回委員会において、採用する歌詞が決まった際には、引き続き作曲の制作手法をどうするかという協議をしていただくことを考えている。

委員長：作曲については、第1回委員会的时候から話題になっていた公募であるとか、あるいは委嘱するなど、いろいろなことが考えられるので協議していきたいと思う。

そのほかご意見ないか。今日の協議事項は選考方法だけなので、ご意見が尽きたとすれば当初の3時までの予定を繰り上げて、事務局にマイクをお返ししたいと思うが、今ここで言うておきたいというようなことがあれば、ぜひご意見賜りたいと思う。よろしいか。それでは、事務局にお返しする。

事務局：熱心なご協議をいただき、誠にありがとうございました。選考にかかる資料については、現在8月31日までの消印のものを受け付けているので、そちらの浄書などが終了後、4日には発送しご自宅に郵送させていただくので、選考及び報告について皆様にご協力をお願いしたいと思う。

また、今後の委員会日程について、案内文書を改めて郵送するので、予定して下さるようお願いする。

以上で、第3回鶴岡市民歌制定委員会を終了する。

(午後2時35分終了)